

2020年4月20日

お取引先様各位

東京都千代田区外神田 2-3-11
フルタカ電気株式会社

【続報】「緊急事態宣言」に伴う国内拠点の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府より、緊急事態宣言の対象を全国に広げると、と発令されました。

当社では従業員の安全確保と日本全国での感染拡大防止のため、4月9日より実施している本社（東京）、大阪営業所に加え4月21日より下記の拠点にても在宅勤務を実施いたします。

1. 実施概要：在宅勤務
2. 対象者：名古屋営業所・富山営業所・仙台営業所・松本営業所の全従業員
3. 那須営業所については 09:00～16:30 の時短及び、輪番勤務といたします。
東関東物流センターについては従来通り 10:00～16:30 の時短勤務を継続いたします。
4. 実施期間：2020年4月21日（火）から2020年4月29日（水）まで

※ お電話でのお問合せは、各営業担当の携帯電話までご連絡をお願いいたします。

※ 状況の変化に伴い対象部門、実施期間を変更する可能性があります。

お取引様にはご迷惑をお掛けすることが想定されますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上